

住民主体ならでの 個性豊かな取組みを支援する

～世田谷区「地域デイサービス」の取組み～

世田谷区 高齢福祉部 介護予防・地域支援課

玉野 美香子

◆世田谷区の概要

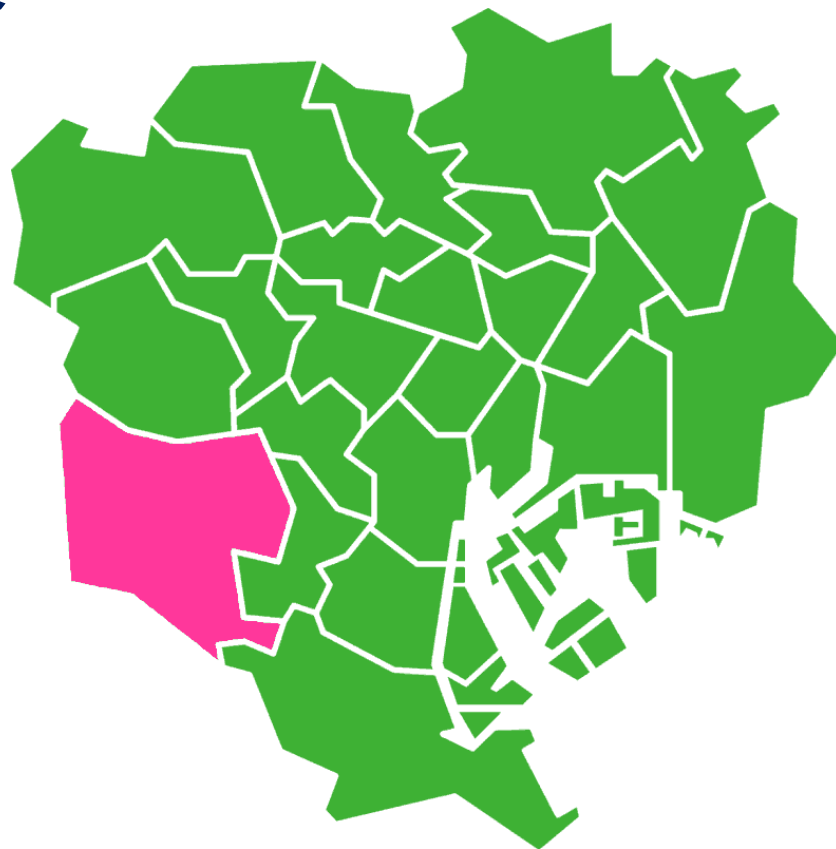
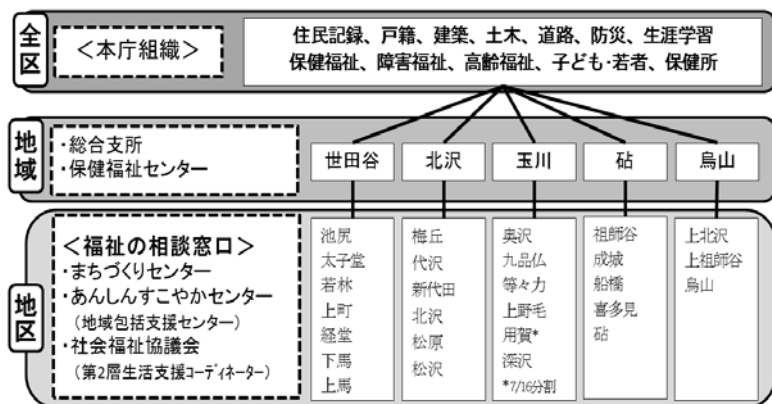
【平成31年4月1日現在】

- 面積 58.05 km²
- 人口 912,095人
- 高齢者人口 183,429人 (20.11%)
- 75歳以上人口 96,901人 (10.62%)
- 地域包括支援センター

27か所* (委託) * 令和元年7月16日より28

- 地域行政制度** 平成3年4月開始

全区、5地域、27地区* の**三層構造**



面積、人口、地域特性等を考慮し、概ね10～20万人
ごとの5の地域に区分。本庁から権限を地域に移管し、
本庁や地区との連携を図っている。

◆地域デイサービスとは

- 介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体型サービス（通所型）として平成28年4月より開始。
- 週1回、ミニデイ形式の定期的な「通いの場」を地域住民やNPO法人等が運営。
- 体操やレクリエーション等、食事を含む3時間程度の活動。

創設当初は、既存の「通いの場」として数多くある、「ふれあい・いきいきサロン」や「支えあいミニデイ」からの移行を狙っていた。

【ふれあい・いきいきサロン】高齢者等の閉じこもりや孤立等の解消に向け、住民が自主的に取り組む仲間作りの場。

【支えあいミニデイ】サロン活動を基本として、会食を中心に、寝たきり予防等のための体操やレクリエーションを取り入れた活動。

【実績】

担い手	28年度	29年度	30年度	参加者	28年度	29年度	30年度
団体登録数	13	13	15	要支援者等登録人数	69	99	138
リーダー登録人数	48	88	79	一般参加者のべ人数	757	1,440	1,704
ボランティアのべ人数	697	756	1,155	支援+一般のべ人数	1,919	3,301	4,066

一般参加者：介護予防ケアマネジメントに基づく利用者以外（要介護含む）

★多世代交流の場



■ ひこばえ広場 たまごの家 ■

平成28年6月より活動開始。

「自分の孫も他人の孫も地域の孫」をコンセプトに多世代交流型の活動を実施。高齢者を中心として、幼児連れの母子や孫を連れたボランティア、大学生等若者も参加し、多世代が共に集う場となっている。

運営リーダーの平均年齢は75歳。サービス利用者と世代はほぼ変わらないが、リーダーとして活動に関わることでフレイル予防になっている。



★男性の社会参加の場



■ 奥沢・東玉川

ダンディーエクササイズクラブ ■

平成29年4月より活動開始。

地域に男性が参加しているサークルがほとんどなく、有志により立ち上げた男性対象の体操グループ。運営者だけでなく参加者同士でサポートし合い、認知症の方の見守りにもなっている。回を重ねるごとに、連帯感が深まり、まちのパトロール等ボランティア活動への参加にも発展している。



★要介護になっても通い続けられる場

■金曜倶楽部■

平成28年5月より活動開始。

開設当初は要支援認定者等のみの利用であったが、緩やかに状態が低下している参加者もあり、現在は約半数が要介護認定者となっている。要介護になっても、週1回の活動を楽しみに体調や身だしなみを整え、雨にも風にも、暑さ寒さにも負けず、自力で通い続けている。運営者と参加者、双方の「また来週」という思いが、重度化防止につながっている。



◆地域デイに関する区取り組み

人材の発掘・養成

■意識醸成のための普及啓発

支えあいの意識醸成を図り、関心のある区民を担い手としての活動に結びつけることを目的とした普及啓発事業を実施。

■運営リーダー研修の実施

高齢者施策や個人情報保護、介護予防活動等、運営に必要な知識習得のための研修を実施。

会場確保の支援

■U R都市機構との連携

平成28年3月に都市再生機構と覚書を締結し、区内のU R賃貸住宅団地集会所の借用について区が仲介。

■渉外活動

団体から会場提供者への交渉に際し、必要に応じて、事業趣旨の説明や、借用ルールの折衝等、区が仲介。

補助金の交付

■準備補助金

活動の立上げの準備経費（物品購入費等）の一部。上限100,000円。

■活動補助金

①活動運営支援経費

講師謝礼、物品購入費等の一部。

要支援者等の人数により上限額変動。

②会場借上経費等の一部。上限500円。

継続のための支援

■職員による巡回

リハ職を含む担当職員が活動の状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。

■フォローアップ研修の実施

フレイルや低栄養予防についてP Tや管理栄養士による講話等を実施。

■交流の場の設定

団体間の交流を図るため、年2回交流会を実施。

◆その他の取り組み

世田谷区では、住民の主体的な介護予防の活動を推進するため、地域デイサービス事業のほか以下のような取り組みを行っている。

社会参加を後押しする取り組み

■介護予防事業の内容の強化

各種介護予防事業について、フレイル予防の観点から、特に社会参加やセルフマネジメントについての内容を強化した。

■セルフマネジメントツールの提供

活動の記録や成果を記録できる世田谷版介護予防手帳を希望者や事業参加者に提供。

主体的な活動への支援

■活動補助金の交付

高齢者を中心とした介護予防・健康づくりの自主活動団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助。上限24,000円。

■サロン活動団体の支援

ふれあい・いきいきサロン登録団体の、区民利用施設予約の支援。

世田谷いきいき体操を活用した通いの場づくり

■世田谷いきいき体操の普及啓発

体操の実施回数は、筋力の維持・向上に効果のある週1回以上とすること、住民主体の活動とするため、会場は住民が確保することを条件として、普及啓発を実施。

■自主グループ化に向けた後方支援

体操DVDの提供のほか、活動開始後3ヶ月間、おもりの貸出しや、体操指導及び自主グループ化の支援（公益財団法人世田谷区保健センターに委託）を実施。

◆ 課題

■ 事業対象要件の緩和

補助により実施する通所型の住民主体型サービスについて、利用者の過半数を要支援者等とする規定が非常に大きな課題となっている。要介護認定を受けたからといって、即、住民主体型サービスの利用を中止し介護給付の通所型サービスに切り替えるより、引き続き、住民主体型サービスを利用し地域でのつながりを継続することが重度化防止につながるものと考えており、要件の緩和が必要と考える。

■ 活動場所の確保

区民利用施設の利用状況は既に飽和状態であり、現状でも月2回程度しか利用できないため、週1回の活動の場の確保は困難。区内の高齢者施設等はセキュリティーや衛生面の問題から、定期的かつ継続的な借用は難しい。店舗や個人宅等、複数名が活動できる広さの確保は容易ではない。

■ 住民主体の取り組みの実態把握

区内には、スポーツクラブやフィットネスのほか、医療機関等が実施する地域の介護予防教室や、区立体育施設で実施される体操教室等、インフォーマルな資源が多数あるため介護予防の活動の選択肢が多く、いわゆる「通いの場」には限られない。そのため、住民主体の取り組みの全容を把握することは、ほぼ不可能である。

■ 評価指標の考え方

保険者機能強化推進交付金の通いの場の評価指標が、地域の実情に合っていない。地域支援事業として実施していることから、地域の実情に応じた目標設定及び、目標に対する達成度で評価するような仕組みができるとよい。

◆住民主体の取組みの推進に向けて

■ 会場確保の支援

地域包括支援センター及び生活支援体制整備事業の委託先である世田谷区社会福祉協議会と連携・協力し、新たな地域資源の発掘、開拓に取り組む。

■ 世田谷区の地域特性に沿った取組み

世田谷区では、通いの場づくりを始めとする総合事業について、先述の課題も含む地域特性を踏まえた目標を設定し、取組みを実施している。引き続き、目標に対する達成度等により適正な事業評価を行い、PDCAサイクルに則って住民主体の取組みを推進していく。